

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年4月9日（平成27年（行情）諮問第272号）

答申日：平成28年5月13日（平成28年度（行情）答申第43号）

事件名：鉄道部技術第二課の行政文書ファイル「平成17年度車両関係統計調査等（延長分）」にまとめられた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」といい、そのうち①に係る文書を「請求文書①」、②に係る文書を「請求文書②」、③に係る文書を「請求文書③」という。）の開示請求について、請求文書①及び請求文書②につき、これらを保有していないとして不開示とし、請求文書③につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成23年9月14日付け関総総第179号及び第179号の2により関東運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「処分1」という。）及び不開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 処分1について

(ア) 行政文書ファイル管理簿の年度について

処分庁は処分1にて、行政文書ファイル管理簿（以下「ファイル管理簿」という。）の一部を開示した。しかし、処分庁は当該ファイル管理簿の年度を明らかにしていない。審査請求人は、「開示された文書がどのような文書か正確に特定できない」という状況に置かれている。よって、これを解消するため、処分庁は「当該ファイル管理簿の年度、及び正確な名称」を開示決定通知書（あるいはこれを補完する文書）にて通知するべきである。

(イ) ファイル管理簿の全体について

開示されたファイル管理簿は電磁的記録1ファイルであった。ファイル管理簿には大量の行政文書ファイルの情報が記されている筈であるが、開示されたファイル管理簿にはわずか1行、すなわち行政文書ファイル1つ分の情報しか登載されていなかった。紙媒体文書1枚単位、電磁的記録は1ファイル単位で開示実施手数料が定められており、1つの電磁的記録のうち、ごく一部しか開示しなかった処分庁の行為は不当である。また、同一の電磁的記録の他の部分についての不開示決定もされていない。

この様な開示方法は、紙媒体文書に例えれば、「1枚の文書を開示するに際し、不開示理由を示さずに、1枚の文書のうちごく一部分しか開示しない」という状況と同様であり、極めて不自然である。よって、電磁的記録1ファイルの全て、すなわちファイル管理簿全体の開示を求める。

(ウ) ファイル管理簿の真正について

下記理由により、開示されたファイル管理簿は真正ではない可能性がある。仮に、ファイル管理簿等の情報のうち一部の情報のみを抜き出し、これを元に電磁的記録等を作成し開示したのであれば、開示された電磁的記録は不正に作成されたものである可能性がある。開示された電磁的記録が真正でないものならば、本来開示されるべき電磁的記録を開示することを求める。

A ファイル管理簿の年度と部分開示について

上記(ア)及び(イ)に記したとおり、「開示されたファイル管理簿の年度が不明であり、電磁的記録には僅か1行しか記載が無く、開示方法も不自然」であり、本当に業務において使用されていたファイル管理簿であるか疑問である。

B 平成21年度のファイル管理簿との相違について

処分庁が処分1にて開示したファイル管理簿には、請求文書①の「作成(取得)時期」の欄に「2009年度」、「保存期間満了時期」の欄に「2010年度末」と記載されている。

一方、「処分庁が別件処分にて開示した、鉄道部技術第二課の平成21年度のファイル管理簿」では、同じ名称の行政文書ファイルについて、「作成(取得)時期」の欄に「2005年度」、「保存期間満了時期」の欄に「2006年度末」と記載した上で、「保存期間満了時の措置結果」の欄に「延長」と記載している。同じ行政文書ファイルについて、「作成(取得)時期」と「保存期間満了時期」の記載が異なるのは不自然である。

イ 処分2について

(ア) 移管・廃棄簿及び協議記録について

国土交通省の行政文書管理規則（平成23年4月1日施行の新文書管理規則。以下「文書管理規則」という。）の「第19条第3項に基づく移管・廃棄簿」（以下「移管・廃棄簿」という。）及び「第21条第2項に基づく内閣府との協議や同意に係る記録」（以下「協議記録」という。）について、処分庁は処分2にて、「『公文書等の管理に関する法律』（以下「公文書管理法」という。）の施行前に、請求文書①を廃棄したため存在しない」旨を理由として、不開示を決定している。

公文書管理法の施行は平成23年4月1日であり（平成22年12月22日政令第250号・公文書管理法施行令附則1条）、処分庁の決定によれば、請求文書①は、平成23年3月31日までに廃棄されたことになる。

しかし、下記理由により、当該ファイルの廃棄が平成23年4月1日以降である可能性があり、移管・廃棄簿及び協議記録が作成された可能性があるため、これの開示を求める。

A ファイル管理簿の年度について

上記イ（イ）のとおり、処分1にて開示されたファイル管理簿の年度が不明である。仮にファイル管理簿が平成23年度に作成されたものであれば、このファイル管理簿で廃棄済とされている請求文書①は、平成23年4月1日以降に廃棄されたものである可能性がある。

B 管理簿の真正について

上記ア（ウ）に記したとおり、処分1にて開示されたファイル管理簿は、真正でない可能性がある。つまり、詳細は省略するが、当該ファイルが平成23年4月1日以降に廃棄された可能性がある。

C 保存期間満了時期について

処分1にて開示されたファイル管理簿では、請求文書①の保存期間満了時期が「2010年度末」、つまり平成23年3月31日となっている。よって、特別な手続を実施していない限り、廃棄は平成23年4月1日以降のはずである。

D 教示について

審査請求人による、開示請求に先立つ事前教示の求めに対し、処分庁は平成23年6月22日の電子メールにて、「廃棄されたファイル名は、『平成17年度車両関係統計調査等（延長分）』で、保存期間満了（平成22年度末）により、平成23

年5月に電子データとともに廃棄されています。」と教示している。

平成23年5月は公文書管理法の施行後であり、当該ファイルの廃棄に際し、移管・廃棄簿及び協議記録が作成されたはずである。

(イ) 当該ファイルが現存する可能性について

下記理由により、開示請求時点において、当該ファイル（電子データを含む）が現存する可能性があるため、これの開示を求める。

A ファイル管理簿の真正について

上記ア（ウ）に記したとおり、処分1にて開示された管理簿は、真正でない可能性がある。ファイル管理簿が真正でないなら当該ファイルの廃棄を証明するものは何も無く、よって、当該ファイルは開示請求時点において現存する可能性がある。

B 管理簿との矛盾について

上記（ア）に記したとおり、処分1にて開示されたファイル管理簿では、請求文書①の保存期間満了時期が「2010年度末」、つまり平成23年3月31日となっていたが、処分2では「公文書管理法の施行前（平成23年4月1日以前）に当該ファイルを廃棄した」旨を理由に、移管・廃棄簿及び協議記録は不存在であるとしている。

ファイル管理簿の記載と処分2は矛盾しており、どちらか一方、或いは双方が事実ではない可能性がある。すなわち、廃棄したこと自体が事実ではない可能性があり、よって、請求文書①は開示請求時点において現存する可能性がある。

C 教示との矛盾について

上記（ア）に記したとおり、処分庁は「請求文書①の廃棄は平成23年5月である」旨を教示しているが、処分2では「公文書管理法」の施行前（平成23年4月1日以前）に「請求文書①を廃棄した」旨を理由に、移管・廃棄簿及び協議記録は不存在であるとしている。

処分庁の教示と処分2は矛盾しており、どちらか一方、あるいは双方が事実ではない可能性がある。すなわち、廃棄したこと自体が事実ではない可能性があり、よって、請求文書①は開示請求時点において現存する可能性がある。

(2) 意見書

ア 廃棄文書目録について

処分庁が「請求文書①の廃棄を記録した廃棄文書目録」を作成していたならば、行政文書ファイル管理簿だけでなく当該目録も請求文

書③に該当するため、開示・不開示決定等がされるべきである。

イ ファイル管理簿について

(ア) 開示請求対象がファイル単位であることについて

諮問庁は理由説明書にて、「審査請求人は、管理簿全体の開示を求めると主張するが、そもそも審査請求人は、本件開示請求において、当該ファイルに係る文書の目録等の開示を求めているものである。その趣旨を踏まえると、本件請求文書に該当する文書として特定すべきは、管理簿に記載された一部の行政文書ファイルに係る事項であり、」と記載し、あたかも「不服申立人は、文書の廃棄に係る文書のうち、請求文書①に係る記載の部分のみの開示を求めている」旨を印象付けようとしている。

しかし、不服申立人が開示請求書により開示を求めているものは「行政文書ファイルのうちまとめられた行政文書の一切、及びファイルの目録や文書整理ラベルシール等」であり、それは請求文書①、請求文書②、請求文書③の全てにおいて共通している。

よって、「請求文書①の移管又は廃棄、または保存期間の延長に係る記載のある行政文書ファイル管理簿」が存在するなら、その一切が開示されなければならない。

(イ) 「大容量データベース上の管理簿情報」の一切の開示について

不服申立人は、「あくまで開示請求書に記載されたとおり、「行政文書ファイル管理簿という、一つの行政文書ファイル」の一切を開示すべきである」と考える。即ち、「『大容量のデータベース上の管理簿情報』のうち、処分庁が開示権限を持つ情報の一切」が開示されるべきである。

ウ 移管・廃棄簿

諮問庁は、理由説明書（下記第3）のうち移管・廃棄簿に係る部分において、その作成と記入の必要性を認めつつも、開示請求時点において移管・廃棄簿への記載はしていなかったと説明している。

しかし、諮問庁の説明が事実なら、法定廃棄記録空白期間が存在し廃棄された事実を記録し、廃棄に係る記録を管理簿や移管・廃棄簿へ中継ぎする文書が必要となる筈であり、それは「文書の廃棄に係る制度設計と制度運用における大きな問題」の筈である。

エ 協議記録について

(ア) 公文書管理法による義務付けについて

「行政文書ファイルの廃棄に係る内閣府との協議と同意」について、諮問庁は特定文書管理規則のみを根拠に挙げているが、当該義務は公文書管理法8条2項にも定められている。

つまり、国土交通省の内部規則だけでなく上位の法律において

も「内閣府との協議と同意」の義務が定められているのであり、これにより「一部を除く国の行政機関の全般」が当該義務を負っているということである。

(イ) 移管・廃棄簿との矛盾について

諮問庁は、理由説明書（下記第3）のうち移管・廃棄簿に係る部分において「処分庁に確認したところ、当該ファイルは平成23年4月1日以降に廃棄したものであるため、規則の規定により廃棄簿の作成が必要であるとのことだった。」と記載しており、廃棄簿の作成と記入の必要性を認めている。

一方で、協議記録について諮問庁は、「当該ファイルの保存期間満了日は、平成23年3月31日であり、規則施行前のため、廃棄のための協議は、当然のことながら行っていないため、協議記録は不存在である。」としている。

共に文書管理規則により定められた「文書の廃棄にかかり義務付けられた事務手続」である「廃棄簿への登載」と「内閣府との協議と同意」について、同一の行政文書ファイルに係る手続でありながら、一方の手続は規則が適用され、もう一方は適用されないとする諮問庁の説明は不自然であり、不服申立人には当該説明が矛盾しているように思われる。

オ 諮問までの期間について

平成17年8月3日の情報公開に関する連絡会議申合せ（不服申立て事案の事務処理の迅速化について）では、審査会への諮問について、「特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする」とされている。しかし、本件においては諮問まで約3年5か月を要しており、この期間は行政不服審査法1条の趣旨に照らし、許容される限度を超えて著しく長過ぎるものである。

不服申立人による過去の不服申立・諮問事案においても、諮問庁は数年間に亘り諮問を行わないという行為を繰り返しており、旧審査会も答申に於いて数度に亘り改善を求めているが、一向に改善の兆しが無い。嫌がらせのように諮問までの期間を長期化させるようなことをせず事務を適正化し、諮問までの期間が90日を超えないようにすることを、不服申立人は希望する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、請求文書③に該当するものとして本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（処分1）を行うとと

もに、請求文書①及び請求文書②について不存在を理由とする不開示決定（処分2）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、本件対象文書の全体の開示を求める等として審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について
上記第2のとおり。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

諮問庁において原処分の妥当性について検討したところ、その結果は以下のとおりである。

(1) 処分1の文書特定の妥当性について

処分1で開示された本件対象文書は、関東運輸局のファイル管理簿の一部である。ファイル管理簿は、その管理は部署ごとに行われているものの、一元的文書管理システムにより、各省庁統一して構築された一つの大容量のデータベースである。

ファイル管理簿は、平成23年4月1日に施行された公文書管理法10条の規定に基づき策定した国土交通省の文書管理規則19条に基づき、文書管理者が少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル等の現況について記載を行うものであり、また、保存期間が満了し移管又は廃棄した場合は、ファイル管理簿に記載された事項の削除を行うこととなっている。

このため、年度別にファイル管理簿を整理するという概念はなく、行政文書の開示請求があった時点で該当する文書として、当該ファイルに係る事項を特定し、該当する部分の全部について開示決定を行った。

なお、開示請求前には請求文書①を廃棄していたが、ファイル管理簿については更新作業が未了であったため、特定され開示がなされたものである。

これに対して、審査請求人は、ファイル管理簿全体の開示を求める旨主張するが、そもそも審査請求人は、本件開示請求において、請求文書①に係る文書の目録等の開示を求めているものである。

その趣旨を踏まえると、本件請求文書に該当する文書として特定すべきは、ファイル管理簿に記載された一部の行政文書ファイルに係る事項であり、審査請求人は請求文書③の開示を求めていることから、処分1は電子媒体であるファイル管理簿の中から本件対象文書を特定し、開示したものである。

諮問庁としては、処分1の文書特定に関し、特段不合理な点は認められず、特段の問題も認められないと考える。

(2) 処分2の妥当性について

請求文書①は、地方運輸局等文書管理規則（平成13年訓令第82

号) 32条に基づき、保存期間1年と定めており、保存期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までであり、開示請求時点においては、請求文書①は既に廃棄済みであった。処分庁は、審査請求人の求める移管・廃棄簿及び協議記録(請求文書②)について、不存在を理由として処分2で不開示とした。

以下、処分2の妥当性について検証する。

ア 移管・廃棄簿について

移管・廃棄簿は、国土交通省の文書管理規則施行後の平成23年4月1日以降に移管・廃棄したものから適用されることとなっている。

審査請求人は、請求文書①の廃棄が平成23年4月1日以降である可能性があり、移管・廃棄簿及び協議記録が作成された可能性がある旨主張している。

この点、処分庁に確認したところ、請求文書①は平成23年4月1日以降に廃棄したものであるため、文書管理規則の規定により廃棄簿の作成が必要であるとのことだった。しかしながら、開示請求時点(平成23年7月)においては、上記(1)で述べているとおり、ファイル管理簿の更新作業は未了となっていたため、移管・廃棄簿への記載はしていなかったと説明があった。

仮にファイル管理簿の更新作業を行い、移管・廃棄簿に記載しているならば、処分1にて開示したファイル管理簿は不存在のはずである。

諮問庁としては、処分庁の当該説明は是認でき、特段不自然・不合理な点も認められないことから、不存在を理由として不開示としたことは妥当と考える。

イ 協議記録について

廃棄協議については、文書管理規則21条2項において「保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。」とされている。

請求文書①の保存期間満了日は、平成23年3月31日であり、上記規則施行前のため、廃棄のための協議は、当然のことながら行っていないため、協議記録は不存在である。

諮問庁としては、処分庁の当該説明は是認でき、特段不自然・不合理な点も認められないことから、不存在を理由として不開示としたことは妥当と考える。

ウ 請求文書①が現存する可能性について

処分1で開示したファイル管理簿は、上記(1)で述べているとおり、各省庁で統一して構築されている一元的文書管理システムによ

り、適切に抽出して開示したものであり、審査請求人が主張するような「真正でない可能性がある」とは言えず、また、請求文書①は、保存期限は、平成23年3月31日までであり、開示請求時点において、既に廃棄済みであり、不存在であった。諮問庁としては、処分庁の当該説明は是認でき、特段不自然・不合理な点も認められない。

(3) 文書の探索について

諮問庁は、本件審査請求を受けて、処分庁に対し、念のため処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したところ、処分庁からは、既に開示されている文書以外に新たな文書は発見されなかったとの報告を受けている。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件請求文書につき、本件対象文書を特定して行った原処分は妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年4月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年4月11日 | 審議 |
| ④ 同月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は処分1において請求文書③に該当するものとして本件対象文書を特定して全部開示し、処分2において請求文書①及び請求文書②に該当する文書は不存在であるとする不開示決定を行った。

審査請求人は本件対象文書以外にも対象となる文書があるはずであるとしているが、諮問庁は原処分は妥当であるとしていることから、以下、処分1における本件対象文書の特定の妥当性及び処分2における文書保有の有無について検討する。

2 処分1における本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、開示されたファイル管理簿の年度が明らかになっておらず、また、開示されたファイル管理簿には1行分（行政文書ファイル1つ分）の情報しか掲載されていないのはおかしいなどと主張している。

(2) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書の特定の経緯について、改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア ファイル管理簿は継続使用され、常に上書き保存されているものであるため、そもそも、年度単位のファイル管理簿なる概念自体存在せず、年度単位のファイル管理簿は存在しない。

今回開示した本件対象文書は、平成23年3月31日に保存期間が満了した請求文書①を廃棄したことに伴い、本来は消去すべきファイル管理簿のデータが、更新作業が未了のため開示請求時まで消去されていなかったため、これをそのまま請求文書③に該当するものとして特定し、開示したものである。

イ 審査請求人は原処分で電磁的記録1行（当該行政文書ファイル分）しか開示されなかった旨主張するところ、全てのファイル管理簿は、1つの行政文書ファイルにつき1行で構成されている表形式となっており、請求文書①である「平成17年度車両関係統計調査等（延長分）」の行政文書ファイルに係るファイル管理簿についても、1行のみ開示されることは当然のことである。

ウ 平成23年4月1日に公文書管理法が施行される以前は、各省ごとに作成するファイル管理簿によって文書の管理を行っていたことから、請求文書③に該当する、「平成17年度車両関係統計調査等（延長分）」の行政文書ファイルの移管、廃棄又は保存期間の延長に係る記録を記載した文書は、消去されずに残っていた本件対象文書以外に存在しない。

エ 審査請求人は、意見書において、関東運輸局において廃棄文書目録を作成しているならば、請求文書③に該当するため、ファイル管理簿だけでなく、同目録も開示決定等すべきと新たに主張しているが、廃棄文書目録の作成を規定する関東運輸局文書管理規則は平成23年3月31日に廃止され、同日以降に廃棄した文書について廃棄文書目録は作成されないため、審査請求人の主張する目録についても、存在しない。

(3) 年度を単位とした行政文書ファイル管理簿は存在せず、開示請求書の記載から、請求文書①を廃棄したことが分かる文書（請求文書③）に該当するものとして、消去されずに残っていた本件対象文書を特定したとする上記(2)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、請求文書③に該当する文書が外に存在することをうかがわせる事情も認められない。

したがって、請求文書③に該当する文書として、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 処分2における文書保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に請求文書①の廃棄の状況並びに移管・廃棄簿及び協議記録の作成について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 請求文書①について

(ア) 請求文書①は「平成17年度車両関係統計調査等（延長分）」の行政文書ファイルである。当該ファイルは平成17年度に作成され、当時の地方運輸局等文書管理規則32条に基づき、その保存期間は平成18年4月1日から起算して1年後の平成19年3月31日までとされていたが、本来の保存期間満了後に廃棄されていなかったことが判明した。そこで、平成21年度に延長措置を講じることとし、行政文書ファイル名に（延長分）を追加し、作成時期を平成21年度、保存期間満了時期を平成22年度末（平成23年3月31日）としてファイル管理簿の登録を変更（上書き）した。

(イ) 平成21年度に延長措置を講じた請求文書①については、平成22年度末（平成23年3月31日）に保存期間が満了し、同年5月26日に廃棄したことから、開示請求時点（平成23年7月28日）では、存在していなかった。

(ウ) なお、本件審査請求を受けて、処分庁に対し、念のため処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したところ、処分庁からは、新たな文書は発見されなかったとの報告を受けている。

イ 請求文書②について

(ア) 請求文書②は、文書管理規則19条3項に基づく請求文書①の「移管・廃棄簿」のことである。

請求文書①は平成23年5月26日に廃棄したが、上記2(2)アのとおり、開示請求時点（平成23年7月）においては、ファイル管理簿の更新作業が未了であり、請求文書①に係る記載をファイル管理簿から削除していなかったため、当然のことながら移管・廃棄簿への記載もしていなかった。

(イ) また、公文書管理法8条2項によると、保存期間が満了した行政文書ファイルを廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、同意を得る必要があるとされているが、請求文書①である「平成17年度車両関係統計調査等（延長分）」の行政文書ファイルについては、平成23年4月1日の同法施行前に保存期間が満了したため、公文書管理法及び文書管理規則21条2項に基づく廃棄協議は行われていない。

したがって、廃棄協議に関する記録も存在しない。

(2) 開示請求時点では、請求文書①は既に廃棄されており、請求文書②

については作成していないとする上記（１）の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、請求文書①及び②に該当する文書が外に存在することをうかがわせる事情も認められないので、関東運輸局において、請求文書①及び②に該当する文書を保有しているとは認められない。

したがって、請求文書①及び請求文書②を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件諮問は、審査請求後、３年８か月余を経過して行われている。本件請求文書の不開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、請求文書①及び請求文書②につき、これらを保有していないとして不開示とし、請求文書③につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、関東運輸局において請求文書①及び請求文書②を保有しているとは認められないので、これらを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、また、本件対象文書の外に請求文書③の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

下記の行政文書ファイルについて、「纏められた行政文書（紙媒体及び電子媒体）の一切」、及び「ファイルから纏められた行政文書を除いた部分のうち、局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等）、及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）。」

- ① 『平成17年9月6日付け国鉄施第56号「速度計等に係る精度確保について」に係る報告』を収めた、鉄道部第二課のファイル「平成17年度車両関係統計調査等（延長分）」
- ② 国土交通省行政文書管理規則（平成23年4月1日訓令第25号）第19条第3項に基づく移管・廃棄簿、及び同規則第21条第2項に基づく「内閣府との協議や同意（不同意、及び不同意により新たに設定された保存期間及び保存期間の満了する日に係る情報を含む）に係る記録」のうち、上記①に係る文書を収めた行政文書ファイル
- ③ 「上記①の文書の移管または廃棄、または保存期間の延長に係る文書を収めた行政文書ファイル」であって、上記②以外のファイル

2 本件対象文書

「平成17年度車両関係統計調査等（延長分）」に係る「行政文書ファイル管理簿」（廃棄に係る文書）